

耕作放棄地を再生・利用する取組みを支援しています

農業者が第三者の耕作放棄地を借り受けて、再生・利用する取組みとして補助金を交付しています。(補助には一定の条件を満たす必要があります。)

この補助事業は平成30年度までとなっています。取組みへの補助を希望される方は、事前に農業委員会事務局まで必ずご相談ください。

■利用できる補助事業の概要

①耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国事業)

・対象農地

農業振興地域内の農用地

・補助額

交付金10アール当たり5万円

円(解消費用が10アール当たり10万円相当以上かかる場合)

②遊休農地解消支援事業費補助金(県事業)

・対象農地

農業振興地域内の農用地

・補助額

補助金10アールあたり3万円

円(国庫事業への上乗せ可能)

解消費用が10アール当たり6万円相当以上かかる場合)

農業委員会事務局

☎(32)8915

遊休農地に対して利用状況調査を行います

平成28年度に実施した農地パトロールで、遊休農地と判定された農地の解消状況の現地確認を8月に行います。

既に通知した遊休農地について栃木県農地中間管理機構と協議が行われず、遊休農地の解消も行われていない場合は、農地の所有者等に対し、栃木県農地中間管理機構と協議するよう勧告を行います。

この勧告を受けたのち、該当する農地に対する固定資産税、及び都市計画税が、平成30年度分から引き上げられる場合があります。賃貸借等により貸し付けている農地が遊休農地になってしまっている場合も、この対象となりますのでご注意ください。

農業委員会事務局

☎(32)8915

こんにちは!!下野市障がい者相談支援センターです!!

どんなところ?

障がいをお持ちの方や、そのご家族、または障がいのある方の生活を支援している地域の皆様の相談窓口です。

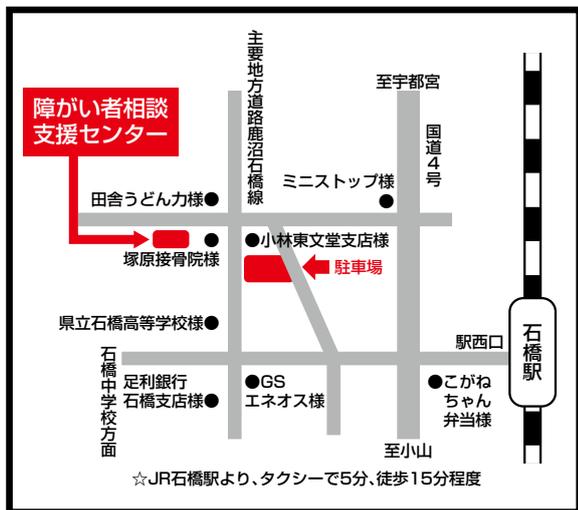
どんなことをしてくれるの?

生活のなかでお困りのことについてお話をうかがいます。そして一緒に解決に向けて考えていきます。相談された方のプライバシーは厳守いたします。

例えば

- ◎福祉サービスの利用の仕方がわからない
- ◎将来のことが心配
- ◎子どものことが心配
- ◎仕事や居場所が欲しいなど

まずはお気軽にご相談ください。ご希望があればご自宅への訪問相談にも対応いたします。



下野市障がい者相談支援センター
〒329-0511 下野市石橋950-2
☎(51)2771 FAX(53)4621